

裁決では一部取消しも、地裁で国側全面敗訴

パナソニックの外国子会社への 株式譲渡の評価額は合理的

パナソニックが外国子会社に譲渡した株式の譲渡価格が適正か否か、また、適正な評価額との差額が寄附金課税と移転価格税制のどちらの適用を受けるかを巡り争われていた事案で、東京地裁民事3部（篠田賢治裁判長）は令和7年5月28日、国側敗訴の判決を下した。

裁決では、原処分庁による評価額は適正な価額よりも高いとして原処分の一部が取り消されたが（本誌915号参照）、地裁では国側の全面敗訴となった。

具体的な争点は、当該外国子会社が保有する子会社株式の算定（DCF法）における余剰現預金（非事業用資産）の額であったが、CMS預け金の全額を余剰現預金とすべきとの国の主張は斥けられ、その一部を余剰現預金とした原告の評価額が合理的とされた。

東京地裁、CMS預け金の全額を非事業用資産とする国の主張を排斥

事案の概要は図1のとおり。原告は、持株会社の機能を海外の各地域統括会社からオランダ子会社N社に統合するため、米国子会社A社の株式をN社に譲渡した。原告は、A社株式の評価に当たり、A社の保有資産のうち、100%子会社C社の株式をDCF法に基づき算定したが、その算定において、非事業用資産のうち余剰現預金の額を、偶発債務相

当額及び他社への出資金額の合計額1億9,770万米ドルと算定し、これによりA社株式の価額を64億1,500万米ドルと算定していた。

これに対し処分庁は、C社のCMS預け金の全額約5億6,134万米ドルを非事業用資産（余剰現預金）として算定すべきであり、これによりA社株式の評価額は約67億7864万米ドルとなるとして、更正処分等を行った。

国税不服審判所は、本件CMS預け金のうち定期預金3億米ドルを余剰現預金としてC社株式の評価額を算定すべきと判断、これによりA社株式の評価額を65億1,730万米ドルと算定し、原処分の一部を取り消していた。

C社は手元に現預金を保有する必要性高く

東京地裁はまず、C社株式の評価に当たっては、将来の収益力に着眼するDCF法を用

【図1】 事案の概要

